

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など

- ① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】 介護・高齢福祉課（一部変更）

現在の第9期計画期間における介護保険料月額、介護給付費準備基金の取り崩しにより基準額を一定額引き下げた設定になっています。

今後、高齢化による介護ニーズの増加が見込まれる中、介護給付費準備金の適正な運用や所得段階の見直し等、第10期計画に向け、あらためて応能負担のあり方を検討します。

また、第１～３段階については、公費による負担軽減措置を講じていることから、第１段階及び第２段階の介護保険料免除は考えていません。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】介護・高齢福祉課

災害や長期入院、失業などによる所得減少等の事情に応じて減免を行っており、現状の要件を見直す考えはありません。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護・高齢福祉課

一定条件の低所得者に対して、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を講じています。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】介護・高齢福祉課

介護保険における施設サービス等の食費・居住費の負担限度額認定とともに、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減を行っています。

負担限度額認定を利用できるサービス以外に助成制度を実施・拡充する考えはありません。

(2)介護保険サービス

①要支援１・２の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】介護・高齢福祉課

総合事業では、要支援者や基本チェックリストに該当する事業対象者に対して、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を行い、訪問事業、通所事業それぞれで必要なサービスを利用し、利用者の能力を生かした自立支援を促進しています。

なお、報酬単価の改定については全国市長会として国に提言しており、今後、国の動向を注視していきます。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【回答】介護・高齢福祉課（新規）

現状では特定地域として愛知県に定められていませんが、当市が特定地域となった場合には、介護を取り巻く環境を勘案し、制度の採用の是非を検討していくこととなります。今後、県の動向を注視していきます。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】介護・高齢福祉課

福祉用具貸与の対象品目に非該当な方であっても、利用者に福祉用具貸与が必要か判断する相談に応じており、要介護度により福祉用具貸与の条件を満たさない場合は、

例外給付の仕組みを活用し、条件に該当する場合には福祉用具貸与を可能としています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部変更）

市独自の施策実施は考えていませんが、介護報酬については、実態に即した抜本的な見直しを行うなど必要な措置を講じるよう、全国市長会として国に提言しており、国の動向を注視していきます。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】介護・高齢福祉課

施設整備は待機者数を把握のうえ、施設整備計画に基づき行っています。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【回答】介護・高齢福祉課

特別養護老人ホームでは自宅での生活が難しい重度の要介護状態の人など、入所の必要性が高い方を優先して入所できるようにするため、要介護3以上の方を対象とした定期的な入所希望者の調査結果の把握を行っています。

なお、要介護1及び要介護2の方の特例入所については、市ホームページ等で周知するとともに、心身の状況や生活環境などを総合的に判断し、適切な入所となるよう運用に努めています。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課

令和7年度から、介護支援専門員の法定研修受講料の負担等を行う事業者に対して補助事業を開始しました。また、介護職員の処遇改善を図るための処遇改善加算の取得について、緩和した基準によるサービス事業所の職員においても適用しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】介護・高齢福祉課

夜勤職員の複数配置に対する市独自の財政支援は考えていませんが、国による人員基準等の改定の動向を注視していきます。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】介護・高齢福祉課

介護サービス事業者への運営指導において、長時間労働等の問題が確認された場合には、適切な勤務体制を確保及び運用するよう指導します。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課

夜勤体制の実態調査を実施していますが、国が労働基準として実態把握及び対策を図るべきものであり、今後の国による人員基準等の改定の動向を注視していきます。

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課、地域共生推進課（一部変更）

令和6年10月から、高齢者を対象とした補聴器購入費用の一部を支給する制度を実施しています。

また、地域包括支援センター職員等が高齢者サロン等を訪問し、専用アプリにより聴こえをチェックすることで、難聴の早期発見、早期受診の促進を図っています。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】都市政策課（一部変更）

昼間帯における高齢者の市内の移動手段の提供や、市民病院や市役所など公共施設への接続等を目的とし、かすがいシティバスを運行しています。

令和8年度は市内75歳以上の方を対象に、高齢者の移動を支援するため、かすがいシティバスや市内タクシーなどで利用が可能な交通共通利用助成券を配付しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】地域共生推進課

令和8度末に策定する総合福祉計画（第10次介護保険事業計画）に含めて策定します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】地域共生推進課

令和4年度から、認知症高齢者等見守り支援事業の利用者を対象とする、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】地域共生推進課

春日井市総合保健医療センターでの人間ドックでは、希望する方に対して認知症機能検査を無料で実施しています。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積

極的に住民から聞く機会を設けてください。

【回答】福祉政策課（新規）

第10期介護保険事業計画の策定にあたっては、春日井市福祉施策等推進協議会において審議しているところです。当協議会では、広く住民に情報を公開するため、傍聴の機会の提供や議事録の公表を実施しています。

また、令和8年度にパブリックコメントを実施する予定であり、今後とも幅広い意見の聴取に努めていきます。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【回答】福祉政策課（新規）、介護・高齢福祉課

居宅及び施設サービス量の確保にあたっては、利用者数の実績を分析するとともに、高齢者人口の推移を加味し、当該データを基に必要な量を算定したうえで、第10期介護保険事業計画に反映させていきます。

また、多様化するニーズに応える質の高いサービスの確保に向け、医療と介護の連携強化を図るとともに人材確保・定着の支援に努めています。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】介護・高齢福祉課

市では春日井市障害者控除対象者認定要綱を策定し、その基準により対象者となるかを個別に判断及び認定しています。障害高齢者日常生活自立度A以上の方については、税法上の障害者控除の対象としています。

また、要介護認定者のうち、同要綱の基準に該当する対象者全ての方（住所地特例者含む）に、毎年1月に障害者控除対象者認定書を個別に送付しています。

なお、市に住民票（住所地）がある他自治体の住所地特例者の方から申請された場合には、他自治体の保険者に認定情報を照会し、市が認定書を発行しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】保険医療年金課

保険税については、制度運営のための重要な財源であり、制度の安定的な運営・維持のため、適切な保険税率を定めています。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】保険医療年金課

基金や剰余金は、国民健康保険財政の赤字補填や、適切な保険税率を定めるにあたり、税率が上がる場合の激変緩和として使用します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

減免制度については、春日井市国民健康保険税の減免に関する規則により、災害、収入減少、長期療養、低所得、社会福祉的配慮などの観点から減免を実施しています。現在のところ、拡充の予定はありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

18歳までのこどもの均等割について、国の法律が規定され、令和9年4月1日に施行を予定していることから、まずは法改正による制度を着実に実施していきます。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】保険医療年金課

現在のところ、減免規定の見直しについては考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】保険医療年金課

国民健康保険法等関係法令や国及び県の通知に則り、対応していきます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】収納課

実情を十分に聴取したうえで、地方税法第15条の7第1項各号に定める要件に該当するときには、速やかに滞納処分の執行停止（または即時欠損）としています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】収納課

差押については、督促状、催告書及び差押予告通知等の送付に反応がない等、滞納の解消が見通せない場合に、法令に基づき実施しています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【回答】保険医療年金課（新規）

保険税統一は、各市町村が健全に保険事業を運営するために行うものであると認識しています。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【回答】保険医療年金課（新規）

保険税及び保険税減免制度の検討にあたっては、関係機関と協議しつつ、市民生活への影響に十分配慮しながら慎重に対応していきます。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】保険医療年金課

2つの手当は所得補償の側面があり、国民健康保険は多様な働き方の被保険者が多く、給付の算定が困難であることから制度の創設は、現在のところ考えていません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】保険医療年金課

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方を対象に実施しています。免除については、平成31年2月1日付け保発0201第6号の厚生労働省保険局長通知に合わせて基準を見直しました。

また、免除基準を超える場合でも、生活保護基準額の1.2倍までを減額する取り扱いにしています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】保険医療年金課

市ホームページに詳しい内容を掲載しているほか、納税通知書に制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】保険医療年金課

国民健康保険法等関係法令や国及び県の通知に則り、対応していきます。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】生活支援課

生活保護受給者に対しては、近年の物価高騰への臨時的・特例的な措置として、令和5年10月から、世帯人員一人当たり1,000円が生活扶助費に加算され、令和8年10月からは2,500円に増額されます。

このように生活保護制度は国において社会的経済情勢を踏まえながら定期的な検証と生活扶助費の見直しや加算が行われているため、市独自に手当を給付することは考えていません。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】生活支援課

申請書については、まずは面接相談において生活保護に関する制度を説明するとともに、相談者の生活状況や資産状況等を確認するため、窓口には設置していませんが、

生活保護の申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付するとともに、相談者から希望があれば、その場で申請書を受理しています。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】生活支援課

生活保護制度について、市ホームページで案内するとともに、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター及び各種福祉施設の職員や民生委員等の協力を得ながら、困窮していると思われる方々に周知し、生活保護の受給について悩んでいる方や不安を抱えている方が、ためらわずに相談・申請できる体制を整えています。

このため、現時点では、「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」といった内容を、保護のしおりや広報紙、市ホームページに掲載することは考えていませんが、より相談・申請しやすい体制や手法について、引き続き他の福祉事務所の事例も参考にしながら、調査・研究していきます。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】生活支援課

住居のない方からの相談にも丁寧に対応しており、他の自治体に相談を案内することはしていません。申請時点で住居のない方については、一時的な居所として無料低額宿泊所を案内した後、早期に居宅生活が実現できるよう支援しています。

なお、本市で案内している無料低額宿泊所は全て個室になります。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】生活支援課

生活保護制度では、エアコンを含む家具什器の購入費は、保護費をやりくりして賄うことを原則としていますが、厚生労働省の通知により、平成30年4月以降に生活保護を開始した世帯のうち、保護開始時にエアコンの持ち合わせがなく、高齢者、障がい者、こども、難病患者など熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合には冷房器具設置費用を給付しています。

また、冷房費の補助についても、前述のとおり、臨時的・特例的に保護費への加算を実施していますので、市独自で実施する予定はありません。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】生活支援課

扶養照会は、要保護者からの聞き取り等により扶養の可能性が期待される人に対してのみ実施しています。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】生活支援課

自動車の保有は原則として認められていませんが、障がい者の通勤・通院等での利用、深夜勤務、または地理的条件が悪い地域における通勤での利用など一定の要件を満たす場合には、被保護世帯の個々の状況を踏まえ、保有及び当該目的における使用を容認しています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】生活支援課

ケースワーカー、査察指導員は、国の定める標準数を満たしています。

今後も、ケースワーカー、査察指導員が不足することのないよう、人員の確保に努めていきます。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】生活支援課

現在、生活保護のケースワーカーは 34 人で、そのうち 22 人が女性です。

様々なケースに対応できるよう、職員の確保、適正な配置に努めています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】生活支援課

ケースワーカー、面接相談員には、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事の資格を有する正規職員を配置しています。

ケースワーカー、面接相談員が相談者や受給者に適切な助言指導を行えるよう、ケース検討会議（毎週）や担当者研修（月 1 回）を実施し、適切なケースワークや知識の向上、情報の共有等を図っています。

なお、ケースワーカーの外部委託化については、現在のところ考えていません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】生活支援課

就労支援員には正規職員を配置しています。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【回答】生活支援課（新規）

追加給付は、当時の世帯主からの申出に基づき、当時の世帯主に対して世帯員の分も含めて支払うこととされていますので、世帯主以外の方に支払うことはできません。

また、認知症や障がいのある方も申出ができるよう、広報紙や市ホームページで周知するとともに、コールセンターを開設し、問い合わせに対応できる体制を整えています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会

保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】地域共生推進課、生活支援課

自立相談支援事業については、制度横断的な知識と技術が必要となるため、相談支援のノウハウを有する市社会福祉協議会に委託し、市と緊密に連携して実施しています。

多機関協働が必要な場合には、地域福祉包括化推進員（市職員）が関係部局や支援関係者との多機関協働を担うなど、一体となって分野横断的な支援を実施しています。

特に、経済的に困窮した方については、生活保護担当部署と連携して、生活保護の申請援助や、生活保護廃止後も支援が必要な場合には、継続的な支援に努めています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】地域共生推進課

任意事業は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者居住支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全ての事業を実施しています。

関係機関へのチラシの配布や市ホームページ等により事業を周知しています。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】生活支援課、地域共生推進課

現在、生活困窮者に対して物価高騰に伴う手当を給付する予定はありません。また、自立支援相談事業では、経済的に困窮し生活や仕事、家計のやりくりで困っている方やそのご家族に対し、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援を考え、悩み事や生活課題の解決に向け、支援します。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】地域共生推進課

現在、エアコン購入費助成事業を創設や拡充する予定はありません。

なお、愛知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度のうち、福祉資金については、エアコン購入費が対象となっています。本制度は、低所得者等に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な費用を貸付する制度であることから、自立相談支援事業において積極的に情報提供を実施していきます。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【回答】保険医療年金課

子ども医療費については、通院治療費の支給を令和5年4月診療分から18歳年度末までに拡充しました。その他の医療費については、今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

入院時食事療養費の標準負担額について、助成対象とすることは考えていません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【回答】保険医療年金課

令和5年4月診療分から、通院治療費の支給を18歳年度末まで拡充し、受給者証を発行しています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。

【回答】保険医療年金課（一部変更）

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持しており、かつ、自立支援医療（精神通院医療）を所持している方へは、精神疾患に限定せず、すべての病気を医療費助成の対象としています。

また、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方で自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方には、自立支援医療（精神通院）に係る医療費と調剤費等を、精神障害者医療として自己負担分を助成しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】保険医療年金課

受給者や医療費が増え続ける中、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営していくため、後期高齢者福祉医療費助成を住民税非課税のみを要件として給付することは考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

現在のところ、妊産婦医療費助成制度を創設することは考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】子育て推進課、地域共生推進課

生活困窮世帯の中学生に対し、学習支援と居場所を無料で提供する子どもの学習・生活支援事業を実施しています。令和7年度に引き続き、6か所で実施しています。利用生徒と保護者へのアンケートの実施や活動団体との意見交換を踏まえ、効果的な実施に努めていきます。

また、こども食堂やフードパントリー等の食を通じた活動団体の相互支援を促すためのネットワークづくりや企業や家庭から食品等の寄付を募り、活動団体に提供するフードドライブ事業を実施しています。

なお、親子交流の場の提供やこども食堂の運営など、地域で子どもの健全育成や子育て支援に取り組む団体に対し、団体設立後の運営費を補助しており、引き続き支援していきます。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】こども家庭支援課

令和6年4月1日から、こども家庭センターを設置し、保健師や社会福祉士、心理士等の各専門職を配置し、協働して、こどもとその家庭の相談や支援にあたっています。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】学校教育課

準要保護の認定に用いる基準額については、令和5年度から生活保護基準の1.4倍としています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

支給費目については、令和3年度から卒業アルバム代、令和4年度からはオンライン学習通信費を追加した10費目を支給しています。クラブ活動費については、国が部活動の地域移行と、それに伴う必要な費用を受益者負担とする方向性を示しており、児童生徒を取り巻く環境に変化が生じていることから、社会情勢等を注視しながら調査・研究していきます。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】学校教育課

現在、学校と市役所窓口で受け付けています。年度途中でも申請できることについては、案内文書及び市ホームページに掲載しており、引き続き周知徹底に努めていきます。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】学校給食課

学校給食の経費負担については、学校給食法第11条の規定及び施行令第2条の規定により、小中学校の設置者及び給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められています。本市においては、食材費のみを保護者が負担することとしています。

昨今の食材費の高騰を受けて、令和8年4月から学校給食費を改定し、小学校335円（30円増）、中学校385円（35円増）としたところですが、愛知県の給食費負担軽減交付金及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することにより、小学校の給食を無償とするとともに、中学校の値上げ分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することにより、保護者負担額を令和5年度までと同額の285円に据え置いています。

さらに、多子世帯の経済的な負担を軽減するため、令和7年度に実施した施策を拡大し、令和8年4月から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、春日井市立中学校に同時に通う生徒が2人以上いる保護者に対し、2人目以降の給食費を無償としています。

また、経済的理由により就学が困難とならないよう、基準所得を下回る世帯には、申請により就学援助費を支給し、負担の軽減を図っています。学校給食費は全額支給されており、令和5年度からは認定基準を緩和して支援の対象者の拡大を図っています。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【回答】学校教育課（新規）

小中学校の学用品等の費用については、経済的に困窮している世帯には就学援助費を、特別支援学級に在籍する児童生徒がいる世帯には特別支援教育就学奨励費を支給して負担軽減を行っています。また、すべての世帯を対象とした負担軽減策及び教育環境の充実として、小・中学校の全学年における「AI型ドリル教材」の導入、小学校5年生の野外学習における「バスの借り上げ費用」の負担、小学校入学時の「黄色い帽子および防犯ブザー」の支給を全額公費により実施しています。

すべての世帯を対象とした学用品等の一律無償化については、多額の財源を要することや国の法制度・財政措置が不可欠であることから、現在のところ実施は困難と考えています。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】保育課

国の定める基準にて適切に対応していきます。私立保育園等は、6月～9月のうち3か月分の食材料費の高騰分について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して対応します。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【回答】保育課（新規）

施設内調理の重要性は十分に認識しています。市内の多くで自園調理を実施している状況を踏まえ、安全・安心で質の高い給食が提供されるよう、各施設と連携して取り組んでいきます。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】保育課

3歳児以上の改正内容については、順次対応していきます。

1歳児については、5対1の配置で保育を実施しており、引き続き実施していきます。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

【回答】保育課

春日井市公共施設個別施設計画に基づき、適切に維持していきます。

認可保育施設については、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出を受け、特に需要の高まっている低年齢児の保育需要に適切に対応できるよう、民間事業者と連携しながら整備していきます。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】保育課

**県や市の実地による指導監査等を通じて実態を把握しています。
監査職員においても適切に対応していきます。**

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【回答】保育課（一部変更）

**国の指導に応じて適切に対応していきます。
環境整備及び職員配置のための自治体独自の補助については、既に実施している施設との公平性の観点から、現在のところ考えていません。**

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】障がい福祉課

自治体独自の手当として、現金ではなく、市内の登録店舗で商品やサービスを購入する際に利用できる「福祉応援券」を支給しています。額面は障がいの等級などに応じて年間 24,000 円～60,000 円分としており、現在のところ増額の予定はありません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

【回答】障がい福祉課

グループホームを始めとした暮らしの場の充足率については、協議会等で調査・研究しており、各法人に対して重度の障がい者等が利用できるグループホームの立ち上げを依頼するとともに、新規事業所の情報発信をしています。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

【回答】障がい福祉課（一部変更）

グループホームを始めとした暮らしの場の充足率については、協議会等で調査・研究しています。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

【回答】障がい福祉課（一部変更）

運営費など市独自の上乗せについては、現在のところ考えていません。

3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【回答】障がい福祉課（一部変更）

夜勤職員を常時2名体制とする市独自の補助や加算は考えていません。

国による人員基準や報酬改定等の動向を注視していきます。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

【回答】障がい福祉課（新規）

居宅介護を始めとした訪問系サービスの拡充については、協議会等で調査・研究しています。

関係機関と連携してサービスの確保に努めるとともに、新規事業所の情報発信をしています。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

【回答】障がい福祉課

サービス等利用計画案の内容や本人の意向を踏まえて、支給決定基準に基づき、支給決定しています。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

【回答】障がい福祉課（新規）

居宅介護等の充足率については、協議会等で調査・研究しており、整備計画の策定については考えていません。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【回答】障がい福祉課

移動支援の報酬は居宅介護の単価や近隣の市町村を参考にしており、現在のところ増額する予定はありません。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

【回答】障がい福祉課（新規）

障がい児の相談や医療的ケア児を中心に対応する障がい者生活支援センターを設置し、相談体制の充実に努めています。

併せて、地域の実態把握を行いながら、障がい児施設への必要な支援を継続していきます。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【回答】保育課（新規）

令和8年度の国の定義による待機児童は0人です。

本市では、3歳以上の配慮が必要な児童受入のための特別支援保育実施園を順次拡大してきました。また、医療的ケア児の受け入れに向け看護師の配置を進めています。

今後も個別の状況を把握し、地域で安心して通える保育環境の整備に努めます。

2)放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【回答】障がい福祉課（新規）

障がい児通所支援を利用される方について、給食費などの実費負担に関する独自の補助は考えていません。

3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【回答】障がい福祉課（新規）

障がい児相談支援等の利用の促進や人材確保を図るため、市独自に相談支援従事者初任者研修費を補助する制度を設け、相談支援専門員の増員に努めています。

また、障がい児や家族が継続して必要な支援を受けられるよう、障がい者生活支援センターと連携した体制づくりを進めています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【回答】障がい福祉課、地域共生推進課

家族介護者の負担軽減や悩みを聴く場は大切なため、家族介護者支援センターの運営を支援しています。また、障がい者虐待の防止と早期対応を図るため、障がい者虐待防止ホットラインを設置し、虐待通報を受付けた場合は市職員が基幹型地域包括支援センターと連携し自宅訪問するなど包括的な支援に努めています。

障がい者福祉施設等で虐待認定した事例については、再発防止策を講じるよう事業所に対して指導しています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障がい福祉課

要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合であっても介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、引き続き障がい福祉サービスを利用できるようにしています。

7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【回答】健康増進課（一部変更）

高齢者肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについては、予防接種法においてB類疾病として定期予防接種に位置付けられ、接種者の実費負担の有無については、同法施行令第33条第2項の規定の適用はなく、地方自治体の裁量となっています。

自己負担については、国の交付金等の状況、市の財政、接種することで便益を受ける市民の適正負担等を総合的に判断し実施しており、現在のところ、自己負担の無料化は考えていません。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【回答】健康増進課（一部変更）

任意予防接種の接種者に対する市の補助等の支援については、疾病の流行の動向、国や県の支援の有無、市の財政等を総合的に判断し実施しています。

なお、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンについて、令和5年4月1日から接種費用の一部を補助する制度を設けています。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】こども家庭支援課

令和2年度から、2回に拡充しています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】こども家庭支援課

早期の実施に向けて検討していきます。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】健康増進課

受診の機会を増やすだけでは、実際の受診には繋がらないため、受診しやすい仕組みづくりが必要であると考えています。

現在、多くが妊娠中に受診していますが、未受診である産婦に対しては4か月児健康診査等で受診勧奨をしています。また、妊婦には「こどもを預けることが難しく、歯科健診を受けられない」という課題があるため、母子で歯科健診を受診しやすい仕組みづくりを今後も進めていきます。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】健康増進課、こども家庭支援課

地域保健法第18条に基づく市町村保健センターである春日井市総合保健医療センターは、公益財団法人春日井市健康管理事業団を指定管理者として運営しており、本市が定める業務を適切に実施しています。これらの業務に歯科衛生士の配置を要しないため、常勤の歯科衛生士は配置していません。

常勤の歯科衛生士については、健康増進課2名、こども家庭支援課1名、地域共生推進課1名を常勤で配置しています。

なお、保健所については、県が設置者となりますので、本市では回答いたしかねます。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【回答】管理課（新規）

第3次春日井市民病院中期経営計画において、計画期間中の経営形態については、地方公営企業法の一部適用を継続することとしています。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】管理課

医師については、各大学医局との良好な関係を維持し、必要な医師の派遣を引き続き要請していきます。

看護師については、合同就職説明会への出展、インターンシップ・病院見学・学校訪問の実施等により新規採用職員を確保するとともにカムバック採用を実施しています。また、春日井市と小牧市が春日井小牧看護専門学校を運営するほか、学生に対する看護修学資金貸付制度などにより安定した確保を図っています。

医師・看護師以外の職種についても、インターンシップ・病院見学を実施しています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】保険医療年金課

国庫負担は、制度改革に伴い拡大されています。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】保険医療年金課

マクロ経済スライドの廃止等については、今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【回答】介護・高齢福祉課

国費負担割合の見直しを行うなどの財政措置の充実を図るよう、全国市長会として国に提言しています。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

【回答】介護・高齢福祉課、障がい福祉課（新規）

国が労働基準として実態把握及び対策を図るべきものであり、現在のところ意見書の提出は考えていません。今後の国による人員基準等の改定の動向を注視していきます。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課、障がい福祉課（一部変更）

介護労働者について、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、処遇改善の措置を講じるよう、全国市長会として国に提言しています。

福祉労働者に関しては、今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【回答】介護・高齢福祉課

加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するよう、全国市長会として国に提言しています。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】保険医療年金課

今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】学校給食課（一部変更）

全国市長会等を通じ、国に要望を行っており、引き続き動向を注視していきます。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【回答】障がい福祉課

今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

【回答】保険医療年金課（一部変更）

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【回答】介護・高齢福祉課

加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するよう、全国市長会として国に提言しているため、今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】保険医療年金課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【回答】学校給食課

県に要望を行っており、引き続き動向を注視していきます。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

【回答】健康増進課（一部変更）

地域医療構想については、愛知県主導のもと、地域の医療関係者の協議により必要な病床数が確保されていると考えています。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【回答】地域共生推進課、介護・高齢福祉課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

以上